

## 豊橋コンベンション「シャトルバス助成金」制度のご案内

### 1. 主旨

この制度は、豊橋地域で開催するコンベンション（大会、会議等）の魅力向上を目的に、豊橋のコンベンション施設やユニークベニュー、宿泊施設等を利用するため、移動に必要なシャトルバスやエクスカーションの一部経費を助成金として交付する。

### 2. 助成の対象

- (1) 開催助成金交付要綱の適用が決定したコンベンションなどの申請者であること
- (2) コンベンション会期内または前後1日に実施されるもの
- (3) 豊橋駅と会場や宿泊施設間のシャトルバスやエクスカーションなど
- (4) 豊橋市内のバス会社を利用すること

### 3. 助成金の額

バス借り上げ費用で事業者を支払う額の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。ただし、企画料、ガイド料などは含まない。

### 4. 助成金の交付申請

コンベンション開催助成金の交付決定後、開催1か月前までに申請すること。

- (1) コンベンションシャトルバス助成金交付申請書（シャ様式第1号）
- (2) 見積書、行程表

### 5. 助成金の交付決定

申請から一週間以内に書類審査の上、助成金の交付を決定し、コンベンションシャトルバス助成金交付決定通知書（シャ様式第2号）により申請者に通知する。

### 6. 実績報告

- (1) シャトルバス助成金報告書及び請求書（シャ様式第3号）
- (2) 事業者からのバス借り上げ費用の請求書及び領収書の写し

### 7. 助成金の交付

実績報告の内容を確認後、申請者からの請求に基づき主催者が指定された金融機関に振り込むものとする。